

各部署より

〈地域生活支援係〉

フードパントリー実施

フードパントリーを12月18日、19日に開催しました。

今回は赤い羽根食支援活動助成を活用し、来所された方から困りごとを聞いたり相談できる窓口の説明をしたりすることができました。利用された方から「たくさん頂いて申し訳ないけどありがたい」「こういう機会があって助かる」との声をいただき、今後継続的に支援ができる一つのきっかけとしていきたいと思っております。

今後も引き続き、地域の皆さんからの食糧の寄付をお願いしたいと思います。皆さんの温かい寄付が、一人ひとりの生活を支えることにつながります。琴平のまちが、地域の住民同士で支えあっている温かいまちになることを願っています。今後ともよろしくお願ひします。



〈居宅介護支援係〉

『居宅介護支援』とは、なんぞや？ 今回も介護保険法から見てみましょう。

介護保険法 八条24

『この法律において「居宅介護支援」とは、居宅要介護者が（・・・中略・・・）居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（以下この項において「指定居宅サービス等」という。）の適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画（・・・中略・・・「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、（・・・中

略・・・）連絡調整その他の便宜の提供を行い、並びに当該居宅要介護者が地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への入所を要する場合にあつては、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うことをいい、「居宅介護支援事業」とは、居宅介護支援を行う事業をいう。』

と書かれています。まとめると・・・

○ 居宅の要介護者が居宅サービス等の適切な利用ができるように、1 要介護者の心身の状況、置かれている環境、要介護者や家族の希望等を勘案し、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅サービス計画を作成 2 居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整 3 介護保険施設等への入所が必要な場合における紹介等を行うこと。

と、なります。琴平町社会福祉協議会の居宅介護支援事業所でも上記のような業務をおこなっています。ご相談はお気軽にどうぞ

ぞ。

〈地域包括支援センター〉



「認知症キッズサポーター養成講座～こんぴらオレンジキッズ～」

新年あけましておめでとうございます。今年も包括職員一同、何卒宜しくお願い致します。昨年は、11月、12月で町内全小学校の6年生児童に対して、認知症キッズサポーター養成講座を行いました。

認知症について脳のしくみを学んだり、事例を通してのグループワーク、認知症の劇等を行いました。参加した生徒からは、認知症の方に対して「怒ったりするのではなく相手の気持ちを考えて発言したり寄りそってあげたりしたいです」「認知症の人の希望をかなえられるようにしたいです。散歩などをするときもいっしょについていったりしたい」等の感想が聞かれました。

町内でオレンジリング（認知症サポーターの証）をした生徒たちが、活躍する日が楽しみですね(^_^)。



〈総務経理課〉

社協事務所がある「琴平町地域福祉ステーション」は、旧榎井保育所の建物を改修して町より委託を受けて社協の拠点として利用しています。地域住民の人の出入りがある、まさしくステーション（駅）で、現在の地域福祉ではプラットホーム機能ともよく言われます。敷地内には、榎井保育所当時に植えられたと思われる季節を彩る花が季節ごとに咲き、椿、スイセン、ツツジ、梅、藤、そして、町木であるオガタマなど今もなお残っており、どれも季節を感じられるものです。平成10年10月に社協の事務所となりましたが、それ以降にも地域の方からの寄附もあり琴平町花である桜、美女桜（バーベナ）、また、シラン、芝桜、ユリ、バラなどがあり、来所される皆様が春夏秋冬、季節を感じてもらえるよう管理しています。

社協の拠点は同様に、商店街の「ちょっとこ場」、象郷の「楽集館」、中学校の北の「梅ちゃん家」、川南の「五條つどいの場」があり、地域住民の集いの場として地区での活動に利用して頂いています。もちろん拠点の維持管理には経費がかかっております。それぞれの拠点の運営には、ボランティアによる協力が欠かせません。今後ともお願い申し上げます。